

国立大学法人島根大学と津和野町との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、国立大学法人島根大学（以下「島根大学」という。）と津和野町が包括的な連携のもと、まちづくり、産業振興、地域医療、保健・福祉、教育・文化、国際交流等の分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根大学と津和野町は、次の事項について連携・協力する。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 産業振興に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) 地域医療の充実に関する事項
- (5) 保健・福祉の推進に関する事項
- (6) 教育・文化の振興に関する事項
- (7) 国際交流の推進に関する事項
- (8) その他両者が必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携・協力の細目等の具体的な事項については、両者が定期的に協議して定めるものとする。

(有効期間)

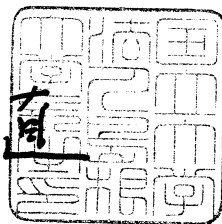
- 第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の30日前までに、両者いずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。
- 2 本協定の有効期間中であっても、両者協議のうえこの協定書を改定することができる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年2月21日

国立大学法人島根大学長

服部 泰直



津和野町長

下森 博之

